

学則の変更の趣旨等を記載した書類

1. 学則変更（収容定員変更）の内容

短期大学部保育科（以下、「本学」という。）は、令和 8（2026）年度入学生の入学定員を現行の 85 人から 50 人に変更する。入学定員の変更に伴い、収容定員を現行の 170 人から 100 人に変更する。

なお、この変更による学年進行の収容定員の推移は、次の【資料 1】のとおりである。

2. 学則変更（収容定員変更）の必要性

少子化による 18 歳人口の減少と全国的な 4 年制大学志向の高まりによる近年の短期大学全体を取巻く社会環境の急激な変化により短期大学及び保育士や幼稚園教諭を目指す学生が全国的に減少している。ここ 1、2 年の間に全国的に短期大学の募集停止及び閉鎖等が公表されている中、本学も同様、厳しい局面を迎えている。

本学の入学者数の推移は、【資料 2】のとおり、令和 4（2022）年度の入学者数をピークにその後連続して大幅に減少しているため、令和 6（2024）年度から入学定員を 100 人から 85 人に変更したが、入学者数の減少に歯止めがかからず、令和 7（2025）年度の入学者数は 45 人と前年比 10 人減、入学定員充足率はほぼ 50%となった。このような状況下、本学は

- ① 現行の入学定員（85 名）の確保は今後非常に厳しいこと。
- ② 私立大学等経常費補助金及び高等教育の修学支援制度の機関要件等を意識すること。
- ③ 近い将来における既設組織の改組を意識すること。

等を鑑み、令和 8（2026）年度より再度入学定員を見直し、学長のリーダーシップのもと「札幌大谷大学短期大学部 学則」の（目的）第 1 条及び（教育研究上の目的）第 3 条の 2 について着実に遂行するよう取組むこととなった。

3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

(1) 教育課程の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程の変更は行わない。

(2) 教育方法及び履修指導方法の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う教育方法及び履修指導方法の変更は行わない。

(3) 教員組織の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴い、短期大学設置基準に合致する教員組織とする。

(4) 大学全体で使用する施設・設備の変更内容

学則変更（収容定員変更）に伴う大学全体で使用する施設・設備の変更は行わない。

4. 2 以上の校地において教育研究を行う場合の具体的計画

該当なし。

5. 大学設置基準第 25 条の 4 の規定に基づき授業の一部をサテライトキャンパス等の校舎以外の場所で行う場合の具体的計画

該当なし。